

岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う
吹田操車場遺跡発掘調査支援業務委託仕様書

1 業務名

岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援業務

2 履行場所

岸部中（北）住宅跡地複合施設建設予定地

吹田市岸部中2丁目421番1（調査範囲の詳細は別紙「図面」のとおり）

3 履行期間

契約締結日 から 令和8年2月28日 まで

4 業務内容

岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援

5 適用範囲

この仕様書は、吹田市が発注する吹田操車場遺跡発掘調査支援の委託業務に適用する。

ただし、特記事項で明記したほか、監督職員が承諾した場合は、この仕様書によらないことができる。

6 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）監督職員とは、発注者が定め、当該業務を担当し、監督する職員をいう。
- （2）設計図書とは、図面、業務工程表、数量総括表及び仕様書をいう。
- （3）指示とは、監督職員が受注者に対し、必要な事項を示し、実施させることをいう。
- （4）承諾とは、受注者から申し出た事項に対し、監督職員が了解することをいう。

7 実施日

官公庁の休日または夜間は、原則として諸作業は実施しないこと。これらの日に止むを得ず実施する場合には、あらかじめ発注者及び監督職員と協議して許可を受けることとする。また、休日等に一般市民等を対象とした現地説明会等を実施する場合には、発注者及び監督職員の指示に従って保安対策、交通整理等の諸作業を実施すること。

8 業務委託契約時について

（1）業務工程等

業務工程については、「業務工程表」をもとに発注者及び監督職員と協議して決めること。

(2) 契約時の提出書類

契約書にもとづいて、下記の書類を契約後、所定の期間内に遅滞なく2部提出すること。

ア 着手届 イ 業務工程表(詳細) ウ 管理技術者等通知書 エ 管理技術者等経歴書
オ 管理技術者等資格証(写し) カ 土木主任技術者届 キ 土木主任技術者経歴書
ク 下請指導責任者届 ケ 下請負(委任)通知書 コ 委任状 サ 個人情報取扱作業責任者届
シ 労災保険成立証明願い ス 建退共掛金収納書届 セ その他

(3) 業務計画書の提出

ア 受注者は、契約締結後すみやかに業務計画書を2部提出し、監督職員の承認を得ること。

イ 受注者は下記の項目を記載した業務計画書を提出して監督職員の承認を得ること。

(ア)業務概要 (イ)位置図 (ウ)業務計画工程表 (エ)現場組織表 (オ)掘削作業計画(使用機械・出来高管理・安全管理・交通管理・環境対策・作業環境の整備・リサイクル法・成果品等)
(カ)緊急時の連絡体制 (キ)その他

(4) 施工体制台帳および施工体系図の提出

ア 「施工体制台帳」については、調査現場に備えるとともに、所定の様式により発注者に2部提出すること。

イ 「施工体系図」については、調査現場で関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。また、所定の様式により発注者に2部提出すること。

(5) 管理技術者等の配置について

受注者は、履行期間中、管理技術者及び土木主任技術者を調査現場に必要なに応じて配置すること。
なお、土木主任技術者は管理技術者を兼ねることができるものとする。

(6) 業務の再委託に関する指示事項

ア 業務の「主たる部分」の再委託の禁止

業務の「主たる部分」とは、発掘調査作業支援業務における総合的企画、指導及び調整するものをいう。

イ 総合的に企画、指導及び調整するものとは、下記の事項とする。

(ア)発注業務、諸官庁・近接施工業者等との調整、協議
(イ)業務計画の立案
(ウ)土木主任技術者の指揮監督
(エ)安全管理・技術管理監督 等

(7) 不可抗力による損害及び保険等

ア 業務は文化財発掘調査の作業支援業務であることを充分認識し、受注者は遺構面の攪乱、流失等がなきよう未然に防止するため最善の努力をするものとする。

イ 気象情報は常に正確に把握するとともに、風雨に関する注意報もしくは警報等が発令された場合、発掘現場保全のため係員を常駐させ、現場内をパトロールし、災害及び着氷、浸水が想定される場合はすみやかに監督職員に連絡するとともに、適宜、水防活動（写真撮影用足場の補強、水中ポンプによる排水、法面崩壊の未然防止策、立入防止柵の補強等）を行うこと。

ウ 第三者に対する損害保険等に参加すること。

(8) 社会保険の未加入対策について

受注を希望する者は契約時に「社会保険等に関する誓約書」を提出し、契約締結時に法定福利費を明示した「内訳書」を提出すること。また、社会保険未加入の建設許可業者とは下請負契約を結ばないこと（適用除外の者は除く）。

9 掘削作業等について

(1) 掘削作業等については、土木主任技術者が管理したうえで実施するものとする。

(2) 掘削の位置出しについては、建設工事の配置図を基に受注者がおこない、監督職員の承諾を得ること。

10 仮設工について

(1) 仮囲等仮設について

ア 高さ3mの仮囲を調査地の周囲に設置する。距離は305mとする。

イ 仮囲等仮設材損料の上限金額は、同延長の購入可能金額までとする。

ウ 仮囲等仮設材は発注者の指示により購入に変更することがある。

エ 受注者は、調査開始までに別添「図面」の工事ヤードを囲うフェンスにメッシュシートを設置し、調査終了時に撤去すること。距離は176mとする。

(2) 既存の立入り防止柵(ネットフェンス)撤去及び再設置工について

ア 受注者は、監督職員の指示する立入り防止柵について、調査開始時に撤去し、調査終了時に再設置すること。また、調査期間中は当該地に仮設ゲート等を設置すること。

イ 立入り防止柵撤去及び再設置の場所は別添「図面」のとおり。

(3) 写真撮影用足場

ア 受注者は、監督職員の指示する位置に写真撮影用足場を設置しなければならない。

イ 足場の設置に際して、あらかじめ地盤の凹凸をなくし、転圧の上、敷板を用いること。下端にはジャッキベースを用い、水平に保ち敷板に固定しなければならない。アームロックや筋かいを使用し、転倒防止のため「やらず」等を設けなければならない。また、階段・手摺り・幅木を設置するものとする。防護ネットの網目については、標準として100mm×100mmの大きさのものを使用するものとする。

また、手摺先行工法に関するガイドライン（厚生労働省、平成21年4月）によること。

ウ 足場は設置後、定期的に点検し、点検結果簿を作成の上、監督職員に報告すること。

エ 設置状況写真を撮影し、監督職員に提出すること。

11 共通仮設について

(1) 安全に関する指示事項

- ア 受注者は、業務を履行するにあたっては、「労働安全衛生法」「同衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令及び「大阪府都市整備部安全工事管理必携」等を遵守するのはもちろんのこと、履行期間中は、安全巡視員を配置し、調査現場における安全に関する巡視点検・連絡調整等安全確保に努めること。
- イ 受注者は、資材運搬・残土運搬等で車両が一般道路に出入する場合、交通安全対策・路面清掃等に充分注意するとともに交通整理員を配置すること。
- ウ 受注者は、監督職員と協議のうえ、標示板・警戒標示板・バリケード等の保安施設を設置し、第三者の注意を促すとともに、協力を求めること。
- エ 工事車輛の運行（工事資材の運搬も含む）にあたっては、所轄警察署、発注者及び監督職員の指示に従い交通法規を遵守し、交通安全に万全を期すこと。また、受注者は、工事用車輛を使用するすべての関係者に常に安全に対する心得等を教育し、運転者の運転状況に細心の注意を払うとともに、自らも工事用車輛の安全に関する業務を統括指揮すること。
- オ 履行期間中は、現場内の整理・整頓、工事用道路の整備、作業終了時のあと片付等を行うよう整理員を配置し、安全整備に努めること。
- カ 受注者は、交通安全・災害・公害防止及び防犯等について、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係官公署、地元関係者並びに発注者及び監督職員と緊密な連絡をとり、万全を期すこと。
- キ 受注者は、業務中の火災防止のため工事関係者に喫煙場所を指定し、また油脂類・塗料などについては整理整頓をし、火気厳禁の指示を徹底すること。
- ク 万一事故が発生した場合、受注者は速やかに発注者及び監督職員に届出るとともに、経過報告を提出し、誠意をもって対応すること。
- ケ 通常の保安に関する必要な費用は受注者の負担とする。
- コ 履行期間中、一般市民を対象とした現地説明会等を開催することがあるが、開催日が休日であっても充分な整理員を配置し、安全に努めること。また、参加者が見学をしやすいように排水や清掃をし、通行路の確保に努めること。
- サ 本業務の現場には業務名・業務内容・履行期間・委託金額（税込、万円単位）・発注者名・委託者名・受注者名を明記した1.2m×1.5m程度の標示板を掲示するものとする。
- シ 調査期間中、調査地南側通路沿いの万能塀に仮設電灯を設置し、維持すること。

(2) 営繕に関する指示事項

- ア 受注者は、監督職員の指示がある場合は監督員詰所を設置すること。
- イ 監督員詰所には、事務机・会議机・椅子・保管庫を用意するものとし、電灯配線・電話設備・インターネット回線・水道設備・ガスコンロ・給湯器・コピー機・冷蔵庫・トイレ・エアコン等を設備するものとする。
- ウ 受注者は、必要に応じて作業員詰所を設置すること。

(3) 役務に関する指示事項

電力設備・上下水道設備が必要な場合は、需給契約や関係官庁への申請手続きを行うこと。
なお、調査期間中に発生する光熱水費は受注者の負担とする。

(4) 準備及びあと片付けについて

- ア 準備作業としての伐開・除根・除草等の費用は受注者の負担とする。
- イ あと片付け及び清掃等は、受注者の責任により履行期間中に完了すること。

12 土工について

(1) 掘削に関する指示事項

- ア 本業務が埋蔵文化財の発掘調査に関わるものであることを掘削作業員等に周知し、掘削作業は監督職員の意向を踏まえた管理技術者の指示に従うこと。
- イ 受注者は、指示にもとづいた掘削途中であっても、遺物・遺構が検出された場合、もしくは土質に変化があった場合はただちに掘削を中断し、監督職員に報告し、確認を受けること。
- ウ 掘削の一工程が終了した部分には監督職員の指示なくみだりに立ち入らないこと。
- エ 掘削の範囲・深さ・方法等については、工程ごとに監督職員の意向を踏まえた管理技術者の指示を厳守し、排土中に遺物が含まれて除去されないように努めること。
- オ 降雨等、作業に支障のある場合には、監督職員の意向を踏まえた管理技術者の指示に従わなければならない。
- カ 掘削土の仮置は、監督職員の指示した場所に置くこと。また、付近住民から苦情がでないよう万全を期すと共に、水路・里道等を障害しないよう留意すること。

(2) 機械掘削に関する指示事項

- ア 数量総括表等で指定した機種で掘削するものとし、監督職員の意向を踏まえた管理技術者の指示により遺構・遺物包含層を乱さないように掘削すること。
- イ バックホウ掘削は後退しながら掘削するものとし、掘削した面には進入しないこと。
- ウ 掘削場所から仮置き場所までの運搬に際しては、現場の環境保全に留意するとともに、砂塵及び残土の飛散等第三者から苦情が生じないよう万全を期すこと。

(3) 人力掘削に関する指示事項

- ア 人力掘削の実施にあたっては、スコップ・手バチ・万能鍬等を監督職員の指示により使い分け、遺物の発見に努めること。
- イ 土質条件等により遺構の確認が困難な場合には、万能鍬等による清掃作業を同一面において繰り返し行うよう指示する場合があるが、その指示に従うこと。

(5) 埋め戻しに関する指示事項

- ア 埋め戻しは、監督職員の意向を踏まえた管理技術者の指示に基づき、遺構を破壊しないよう細心の注意を払うこと。

イ 仮置き場所から埋め戻し場所までの運搬に際しては、現場の環境保全に留意するとともに、砂塵及び残土の飛散等第三者から苦情が生じないよう万全を期すこと。

13 排水工について

- (1) 履行期間中は、現場を良好な状態に維持し、遺構面の排水に努めること。
- (2) 監督職員の指示により、通常の雨水・湧水等の排水のために水中ポンプを使用する場合は、受注者の負担とする。

14 排出ガス対策型建設機械の使用及び騒音・振動対策について

- (1) 本工事に於いて建設機械を使用する場合は、「特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された機種であり、財団法人 日本建設機械化協会の指定ラベルが貼付されたものであること。

- (2) 排出ガス対策型建設機械の使用機種を決めたとき、受注者は、『施工計画書』に以下の項目について記載すること。

ア メーカー名 イ 車種、型式 ウ ディーゼルエンジン出力

- (3) 排出ガス対策型建設機械を現場で使用するときは、車種・貼付ラベルが確認できる記録写真を撮影し、工事写真アルバムへ貼付、整理すること。

- (4) 調査範囲近隣における生活環境の保全を図るため、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日建設省機発第57号）に基づき、近隣の生活環境に配慮すること。

15 出土遺物の移送

受注者は、監督職員の指示により適宜、遺物等の移送を行うこと。

16 諸機材の保管について

本調査で監督職員が使用するパソコン・カメラ等の諸機材について、監督職員から指示があった場合には、指示された期間、善良に保管しなければならない。

17 提出書類

受注者は、調査完了後、その旨を発注者に報告し、検査を受けること。また、受注者は検査終了後、業務完了書類等を発注者に提出すること。なお、調査中に監督職員から書類の提出及び検査を求められた場合は受けること。

18 その他

- (1) 本調査は文化財を対象とした業務であることを十分確認し、文化財を損ずることがないよう万全を期すること。

- (2)受注者は、作業員等の安全に配慮し、事故が起きないように防護するとともに、発掘調査中に検出した遺構・遺物等に損傷を与えないよう十分な管理のもと作業を実施すること。
- (3)本業務に起因した事故等が生じた場合は、遅滞なくその状況を監督職員及び発注者に報告し、指示を受けること。万一損害を与えた場合は、発注者の指示のもと、受注者によって適切に対応すること。
- (4)調査により発生した廃棄物については、受注者が回収し、関係法令に従って廃棄すること。
- (5)その他、本仕様に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途発注者等関係機関と協議のうえ決定すること。

19 本業務についての特記事項

- (1)調査期間中、調査地南側通路沿いの万能堀に仮設電灯を設置し、維持すること。なおその費用は、受注者の負担とする。
- (2)発掘調査については、公益財団法人大阪府文化財センターの指示に従うものとする。
- (3)別紙「業務工程表」のとおり、D①～⑤区については、令和8年1月に、B区・C区の調査とは別の作業班により並行して実施するものとする。
- (4)本業務は、別紙「数量総括表」、「業務工程表」、「図面」を充分理解し、行うものとする。
- (5)別紙「数量総括表」の数は予定数につき変動する場合がある。
- (6)本仕様書において示す提出書類について、発注者が不要と認める場合は、提出を要さないこととする。
- (7)本業務において不用となった仮設物について、発注者が認める場合を除き、履行期間中に撤去すること。